

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 1 日 (火) 第 163 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 令和 2 年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の公表 (水産振興課取扱い) 5
- 令和 2 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第1037号

令和 2 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	197.96
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	419.07
川内川下流地区水源かん養保安林	754.43
出水地区水源かん養保安林	622.90
川内川中流地区水源かん養保安林	782.44
別府川～新川地区水源かん養保安林	621.54
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,324.48
肝属川地区水源かん養保安林	773.12
菱田川地区水源かん養保安林	257.55
大淀川上流地区水源かん養保安林	129.18
種子島地区水源かん養保安林	187.80
屋久島地区水源かん養保安林	1,734.40

それぞれの島地区水源かん養保安林	1,017.99
計	8,822.86
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.09
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	31.00
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.68
出水地区土砂流出防備保安林	14.08
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	14.52
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	122.23
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.78
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.29
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.07
計	326.40
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.06
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	31.20
出水地区干害防備保安林	58.40
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	4.31
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	23.42
計	191.19
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.43
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.75
合 計	9,428.20

鹿児島県告示第1038号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
黎明脳神経外科医院	鹿屋市串良町上小原字武左エ門迫3500番1	令和2年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1039号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
イオン薬局鹿児島鴨池店	鹿児島市鴨池二丁目26番30号	令和2年10月1日	精神通院医療
七福さくら薬局	鹿児島市鴨池新町14番2号七福神ビル1階	令和2年10月1日	精神通院医療
なぎさ薬局	南さつま市金峰町池辺2831番地	令和2年10月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局妙円寺店	日置市伊集院町妙円寺一丁目70-1	令和2年10月1日	精神通院医療
みやび薬局市来店	いちき串木野市大里3910-6	令和2年10月1日	精神通院医療
みやび薬局隈之城店	薩摩川内市隈之城町1211-1	令和2年10月1日	精神通院医療
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585-21	令和2年10月1日	精神通院医療
ミネサキ串良調剤薬局	鹿屋市串良町上小原4655番地4	令和2年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1040号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町1316番地	訪問看護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町1316番地1	令和2年10月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会	大坂市北区梅田一丁目3番1-1200号	訪問看護ステーション花みずき	鹿屋市新川町6081番地1	令和2年10月1日	精神通院医療
社会福祉法人淳涌界	愛知県弥富市又八2-128-1	いもーれ奄美訪問看護ステーション	大島郡瀬戸内町大字手安字瀬戸田原809-2	令和2年10月1日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1041 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
きりん薬局	鹿児島市南郡元町 6 番 16 号 103号室	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療
マリンつばめ薬局	鹿児島市与次郎一丁目 7 番 14 号	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療
株式会社NK Cピュアタウン 薬局	鹿児島市武岡一丁目 121 番 15 号	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療
霧島マリンバ薬局	霧島市国分野口東 9 番 37 号	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療
かれん薬局	始良市西餅田 1348 番 4	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目 1 番 17 号	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1042 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社川口 薬局	肝属郡南大隅 町佐多伊座敷 3904-3	訪問看護ステ ーション養花 天	肝属郡南大隅 町佐多伊座敷 3904-3	令和 2 年 10月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 1043 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社 A C G 鹿児島市下荒田三丁目 17 番 1 号久野ビル 3 F	訪問看護ステーションあおぞら 鹿児島市下荒田三丁目 17 番 1 号久野ビル 3 F	医療機関の 主たる事務 所の所在地	鹿児島市鴨池 二丁目 3 番 16 号えりかビル 3 F	鹿児島市下荒 田三丁目 17 番 1 号久野ビル 3 F	精神通院医 療
		事業所の所 在 地	鹿児島市鴨池 二丁目 3 番 16 号えりかビル 3 F	鹿児島市下荒 田三丁目 17 番 1 号久野ビル 3 F	

鹿児島県告示第1044号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり定めた。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第1045号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 2 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 20 日まで
- (2) 女子
令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 20 日まで

3 試験期日

令和 3 年 1 月 30 日

4 応募年齢

令和 3 年 4 月 1 日において18歳以上
令和 3 年 6 月 30 日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
奄美市名瀬大字大熊266番地49	陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）
西之表市西之表7463番地	種子島医療センター
西之表市鴨女町217番地6	なかむら歯科
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）
大島郡徳之島町亀津7588番地	徳之島徳洲会病院
大島郡徳之島町亀津2873番地	西田歯科

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 12 月 1 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ヘルパーステーションまちばる	志布志市志布志町志布志1330番地	医療法人 SAKURA	志布志市志布志町志布志1290番地1	安田 裕一	令和 2 年 11 月 6 日	居宅介護
----------------	-------------------	-------------	--------------------	-------	--------------------	------

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
歯科巡回診療車 1台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づき知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 12 月 1 日から同月 8 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年1月13日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月13日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと

き（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Mobile Dental Van:1

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 13 January 2021

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第125号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年 国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 真・暴れん坊将軍 1 9 9 V e r . F S A	株式会社藤商事	0P0933
ぱちんこ遊技機	P F A I R Y T A I L 2 J Q D	株式会社 J F J	0P1169
ぱちんこ遊技機	P ジューシーハニー 3 M E Y 2	株式会社サンセイアール アンドディ	0P0813
回胴式遊技機	S パチスロゴッドイーター アニメ S L H H	セブンリーグ株式会社	0S1116